

社会保障分野における マイナンバー制度の活用について

厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室



目次

1. 社会保障分野におけるマイナンバー制度について
2. マイナンバーカードの健康保険証利用について
3. 国家資格等のデジタル化について

1. 社会保障分野におけるマイナンバー制度 について

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」について

デジタル社会の実現に向けた重点計画の概要

- デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定めるもの。(デジタル社会形成基本法39②等)
- デジタル社会の実現の司令塔であるデジタル庁のみならず各府省庁の取組も含め工程表などスケジュールとあわせて明らかにするもの。

我が国が目指すデジタル社会「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」

| | | | | | |
|----------------|--|---|---|---|---|
| デジタル社会で目指す6つの姿 | ① デジタル化による成長戦略 | ② 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化 | ③ デジタル化による地域の活性化 | | |
| | ④ 誰一人取り残されないデジタル社会 | ⑤ デジタル人材の育成・確保 | ⑥ DFFTの推進を始めとする国際戦略 | | |
| 前提となる理念・原則 | デジタル社会形成のための基本10原則 1. 国民の権利の保障 2. 国民の利便性の向上 3. 国民の安心の確保 4. 国民の信頼の醸成 5. 国民の参加の促進 6. 国民の協力の促進 7. 国民の協力の促進 8. 国民の協力の促進 9. 国民の協力の促進 10. 国民の協力の促進 | 構造改革のためのデジタル原則 1. デジタル化による業務効率化 2. デジタル化による業務効率化 3. デジタル化による業務効率化 4. デジタル化による業務効率化 5. デジタル化による業務効率化 6. デジタル化による業務効率化 7. デジタル化による業務効率化 8. デジタル化による業務効率化 9. デジタル化による業務効率化 10. デジタル化による業務効率化 | 国の行政手続オンライン化の3原則 デジタル第一原則(デジタルファースト) 高出入一体型原則(ワンストップ) 手続一本化原則(コネクテッド・ワンストップ) | 業務改革(BPR)の必要性 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」に定めるサービス設計12箇条 | クラウド第一原則(クラウド・バイ・デフォルト) 個人情報等の適正な取扱いの確保及び効果的な活用の促進 |

重点課題

デジタル化を通じて集中対応すべき課題

- ①人口減少及び労働力不足(リソースの逼迫)
- ②デジタル産業をはじめとする産業全体の競争力の低下
- ③持続可能性への脅威

「デジタル化」に対する不安やためらい

デジタル産業基盤の強化

- 産業基盤、特にデジタル化に係る産業基盤を整えるとともに、データ時代、AI時代における相応しいインフラ整備・基盤整備についても進める。

データ連携による持続可能性の強化

- 有事や大規模災害の発生も考慮し、自然災害等の持続可能性への脅威という重点課題に対応するための取組を強化する。

重点課題への対応の方向性

デジタルを活用した課題解決により、結果として「デジタル化が「当たり前」となる取組の強化

- デジタルを活用し、我が国の様々な課題を具体的に解決することで、デジタル化のメリットを実感できる分野を着実に増やしていく。

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用

- 約1,800の自治体が個々にシステムを開発・所有するのではなく、国と地方が協力して共通システムを開発し、それを幅広い自治体が利用する仕組みを広げていく。

有志国との国際連携強化

- 世界的規模での持続可能性に関する課題をデジタルで解決するためには国際連携は必須であり、有志国との間での国際連携を強化する視点を持つ。

重点課題に対応するための重点的な取組

デジタル共通基盤構築の強化・加速

デジタル共通基盤構築

マイナンバー制度の推進/マイナンバーカードの普及と利活用の推進

安全性・信頼性、利便性向上等の国民への周知/健康保険証・運転免許証・在留カードとの一体化/マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化/健康・医療・介護分野におけるマイナンバーカードを活用したデジタル化/障害者手帳とマイナンバーの連携強化/年金情報とマイナンバーカードの連携強化/資格情報のデジタル化/確定申告の利便性向上に向けた取組の充実/引越手続きのデジタル化の更なる推進とデジタル完結の検討/死亡相続手続きのデジタル完結/在外選挙人名簿登録申請のオンライン化等の検討/「市民カード化」の推進/公金受取口座の活用推進/スマートフォンへの搭載等マイナンバーカードの利便性の向上/様々な民間ビジネスにおける利用の推進/マイナンバーAPIの活用拡大等による官民のオンラインサービスの推進

公的基礎情報データベース(ベース・レジストリ)整備

全体最適を意識した事業者向けサービスのシステム整備

事業者向け行政サービスの利用者体験向上に向けた環境の整備/事業者向け行政サービスで利用する共通機能/各府省庁における事業者向け行政手続・補助金申請等のデジタル化

包括的なデジタル社会に向けた環境整備

デジタルの利用環境・インフラ整備/デジタルを正しく理解し活用できる力(デジタルリテラシー)の向上/誰でもデジタルに関する製品やサービスを利用できる環境(アクセシビリティ)の確保

デジタル人材育成

スキルの標準化・可視化/教育の強化・拡充/地方の人材確保/女性デジタル人材育成

制度・業務・システムの三位一体での取組

政策の企画・立案段階から、制度・業務・システムを「三位一体」で取組を推進することをデジタル政策における大前提とし、システムだけではなく、制度・業務も同時に改革していく。毎年、重点分野を定めてリソースを集中させ、デジタル化のメリットを実感できる分野を着実に増やしていく。

デジタル行財政改革

「デジタル行財政改革取組みまとめ2024」,「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく取組の推進

デジタルガバメントの強化(システムの最適化)

公共部門における取組

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく取組の実行/ガバメントクラウド整備/共通機能・API・SaaSカタログ等の整備/地方公共団体情報システム統一・標準化/公共サービスメッシュ(情報連携の基盤)

準公共部門等における取組

健康・医療・介護分野(電子カルテの標準化/診療報酬改定DX/オンライン診療の促進)
こども分野(必要な情報を最速に届ける仕組みの構築/出生届のオンライン化/母子保健分野におけるデジタル化の推進/里帰りする妊産婦への支援/保育業務の届出一度きり原則(ワンストップ)実現に向けた基盤整備/保活ワンストップシステムの全国展開/就労証明書のデジタル化/保育現場におけるICT環境整備/放課後児童クラブDXの推進/こどもに関するデータ連携の検討)

教育分野

(校務DXの推進/オンライン教育・民間人材活用の促進/デジタル教材の活用促進/教育データの効果的な利用/オンラインサービスの推進とそれに必要な環境整備)

モビリティ分野

(モビリティ・ロードマップの策定および施策の推進)

SaaSの徹底活用

「作る」から「使う」へと転換に向けた、カタログサイトを利用した新しいソフトウェア調達手法(デジタルマーケットプレイス)の本格稼働

デジタル化に係る産業全体のモダン化

デジタル化に係るユーザー、ベンダーの双方を含めた産業全体のモダン化を進め、セキュリティやレジリエンスの向上、多重下請構造からの脱却と賃金上昇、デジタル人材の育成、産業全体の生産性・効率性の向上を目指す。

データを活用した課題解決と競争力強化

信頼性を確保しつつデータを共有できる標準化された仕組み(データスペース)の構築とDFFTの推進

ウラノス・エコシステム/データに関する相互運用性の確保やルール策定/国際的なデータ流通・利活用に係る官民協力及び関係省庁連携の強化

グローバル及びデジタル上における属性情報の集合(デジタル・アイデンティティ)

デジタル上における属性情報の集合(デジタル・アイデンティティ)/検証可能なデジタル証明書(VC)/分散型識別子(DID)/個人・法人の属性や資格情報を保存し提示できる仕組み及びアプリ(デジタル・アイデンティティ・ウォレット)

防災DX

防災デジタルプラットフォームの構築/防災アプリ開発・利活用の促進等/データ連携基盤の構築/一人一人の状況に応じた被災者支援の充実/官民連携による防災DXの更なる推進/通信・放送・電力インフラの強靱化/防災デジタル技術の更なる発展と海外展開マイナンバーカード等を活用した防災対策

セキュリティ

DX with Cybersecurity/総合的な運用・監視システムの構築運用/デジタル庁の専門家チーム及びIPAによる必要な検証・監査/GSOCの機能強化/常時リスク診断・対処(CRSA)システム/CYXROSS

最先端技術における取組

AIのインベーションとAIによるインベーションの加速/AIの安全・安心の確保/AI事業者ガイドライン/国際的な連携・協力の推進/Web3.0に係る相談窓口の整備等/量子コンピュータ、量子暗号通信等の研究開発や実証拠点の整備/地下インフラのデジタルツイン構築によるインフラ管理のDXの実現/Beyond 5G(6G)の推進

データを活用した課題解決と競争力強化

信頼性を確保しつつデータを共有できる標準化された仕組み(データスペース)の構築とDFFTの推進

ウラノス・エコシステム/データに関する相互運用性の確保やルール策定/国際的なデータ流通・利活用に係る官民協力及び関係省庁連携の強化

グローバル及びデジタル上における属性情報の集合(デジタル・アイデンティティ)

デジタル上における属性情報の集合(デジタル・アイデンティティ)/検証可能なデジタル証明書(VC)/分散型識別子(DID)/個人・法人の属性や資格情報を保存し提示できる仕組み及びアプリ(デジタル・アイデンティティ・ウォレット)

防災DX

防災デジタルプラットフォームの構築/防災アプリ開発・利活用の促進等/データ連携基盤の構築/一人一人の状況に応じた被災者支援の充実/官民連携による防災DXの更なる推進/通信・放送・電力インフラの強靱化/防災デジタル技術の更なる発展と海外展開マイナンバーカード等を活用した防災対策

セキュリティ

DX with Cybersecurity/総合的な運用・監視システムの構築運用/デジタル庁の専門家チーム及びIPAによる必要な検証・監査/GSOCの機能強化/常時リスク診断・対処(CRSA)システム/CYXROSS

最先端技術における取組

AIのインベーションとAIによるインベーションの加速/AIの安全・安心の確保/AI事業者ガイドライン/国際的な連携・協力の推進/Web3.0に係る相談窓口の整備等/量子コンピュータ、量子暗号通信等の研究開発や実証拠点の整備/地下インフラのデジタルツイン構築によるインフラ管理のDXの実現/Beyond 5G(6G)の推進

第2 推進体制の強化 3つの取組の強化と横断的機能の強化/関係機関との連携強化/中長期的な方向性の検討

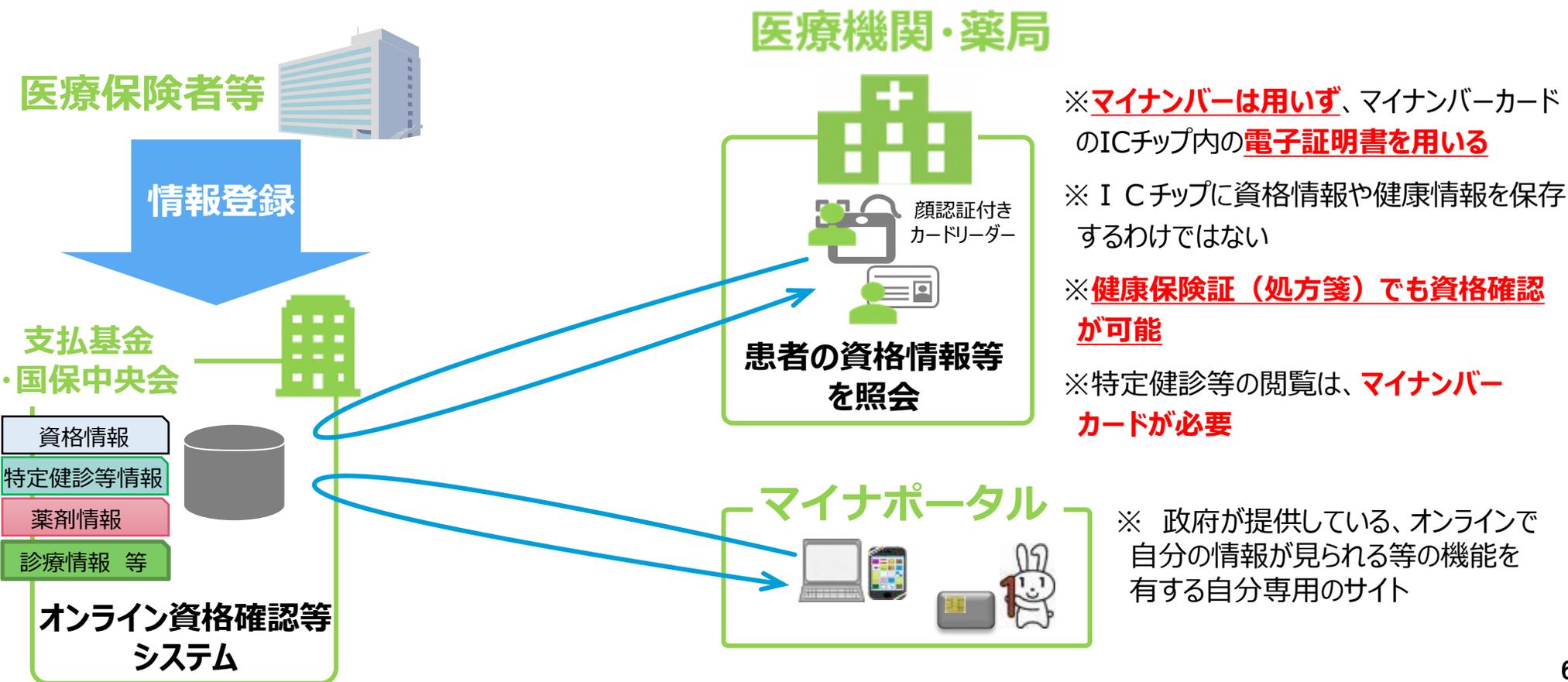
第3 重点政策一覧 第4 工程表/第5 オンライン化を実施する行政手続の一覧等/第6 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針

2. マイナンバーカードの健康保険証利用 について

- オンライン資格確認(マイナンバーカードの保険証利用)の概要
- 医療DXの基盤となるマイナ保険証
- 改正マイナンバー法の施行
- マイナ保険証の過渡期の対応(デジタルとアナログの併用)
- (参考)マイナ保険証の利用等に関する状況 等

オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）の概要

- ① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**。
- ② マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報等を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境に**。（マイナポータルでの閲覧も可能）



医療DXの基盤となるマイナ保険証

電子処方箋

処方・調剤情報をリアルタイムで共有
→ 併用禁忌・重複投薬を回避

電子処方箋管理サービス



電子カルテ

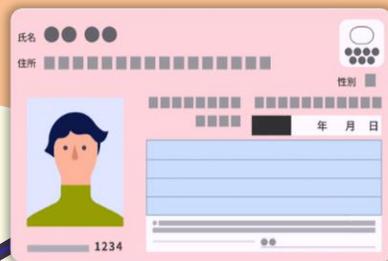
- 医療機関間での文書のオンライン送信、診療に必要なカルテ情報の共有
- マイナポータルでの自己情報閲覧 (PHR)

電子カルテ情報共有サービス (仮称)



確実な本人確認により
なりすましを防止

オンライン資格確認等システム



レセプト返戻の減少

高額療養費の自己負担
限度額を超える分の
支払を免除

マイナ保険証

→将来的には、スマート
フォン1台で受診可能に

患者本人の健康・医療
データに基づくより良
い医療の実現

診察券・公費負担医療の
受給者証とマイナンバー
カードの一体化



救急医療における
患者の健康・医療データ
の活用



改正マイナンバー法の施行

- 健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法について、施行期日を令和6年12月2日とする施行期日政令が閣議決定・公布。
現行の健康保険証の発行については、令和6年12月2日より終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行。



国が先頭に立って、医療機関・薬局、保険者、経済界が一丸となり、より多くの国民の皆様にマイナ保険証を利用し、メリットを実感していただけるよう、あらゆる手段を通じてマイナ保険証の利用促進を行っていく。

健康保険証廃止前

健康保険証廃止後

健康保険証



資格確認書

※発行済みの健康保険証は、廃止後、
最大1年間有効

マイナ保険証



マイナ保険証

+

資格情報のお知らせ

・停電やシステムトラブル時など

<マイナンバー法等の一部改正法の施行期日>
令和6年12月2日

- 医療DXのパスポートとして「マイナ保険証」によるオンライン資格確認が原則へ。
 - ① **マイナ保険証を保有していない方**には、必要な保険診療を受けられるよう **資格確認書** を申請によらず交付
 - ② **マイナ保険証の保有者**には、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう **資格情報のお知らせ** を送付
- （※）併せて、スマートフォンをお持ちの方は、マイナポータルにログインすることでご自身の資格情報を確認いただけることについても、広く周知していく。

マイナ保険証を保有していない場合

- ・マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず資格確認書を交付
具体的には、現行の健康保険証の有効期限の終了時（※）や転職・転居時に、健康保険証に代えて、資格確認書を交付（※施行後、最大1年間使用可能）

スマホダウンロード対応の
資格情報表示のイメージ



マイナ保険証保有者で、スマホをお持ちの方の場合

- ・スマホ保有者は、スマホ（マイナポータル）でご自身の資格情報を確認可能（令和6年2月から資格情報のスマホダウンロードも対応）
- ・今後、スマホにマイナ保険証機能を搭載した「スマホ保険証」の導入を検討
- ・停電などマイナ保険証の読み取りができない例外的な場合は、スマホの資格情報画面をマイナ保険証とともに提示することで受診可能

マイナ保険証保有者で、スマホ対応が難しい方の場合

- ・マイナ保険証の保有者にお送りする「資格情報のお知らせ」により、ご自身の被保険者資格を把握可能（マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合は、マイナ保険証とともに提示することで受診いただける）

マイナ保険証の登録率向上の取組について

- マイナンバーカードの健康保険証登録については、マイナポータル、セブン銀行ATMのほか、医療機関・薬局の受付に設置している顔認証付きカードリーダーでも簡単に手続きが可能。

マイナンバーカードをお持ちの方は、
こちらで健康保険証利用の申込みが可能です
カンタンに

本当に簡単！
マイナンバーカード
持ってて良かった！



デジタル庁



健康保険証利用の
申込みのお問合せ先



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 (年末年始を除く) 平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナ保険証の利用等に関する現状

参考

(マイナ保険証の利用経験がある者) (マイナ保険証の携行者) (マイナ保険証登録者) (カード保有者) (R5.1.1時点の住基人口)

カード保有者の約1/4 カード保有者の約1/2 7,143万人 9,168万人 12,542万人

① マイナンバーカードの保有状況

取得

マイナンバーカードの保有者 (9,168万人,全人口の73.1% 令和6年1月末時点)



② マイナ保険証の登録状況

登録

マイナ保険証の登録者
(7,143万人,カード保有者の77.9% 令和6年1月28日時点)



③ マイナンバーカードの携行状況

携行

マイナンバーカードの携行者
(人口全体の4割,カード保有者の5割 (令和5年11~12月))



④ マイナ保険証の利用状況

利用

マイナ保険証の利用経験 (令和6年2月調査)
(約4人に1人が利用経験あり)

マイナ保険証の令和6年1月利用実績
(753万件,4.60%)

マイナンバーカードの携行率

○ デジタル庁が、令和5年11月～12月に、20,000人に実施したWebアンケート調査によると、マイナンバーカードの携行率は、マイナンバーカード保有者の5割、調査対象者全体の4割との結果であった。

取得率・携行率の調査結果(%)

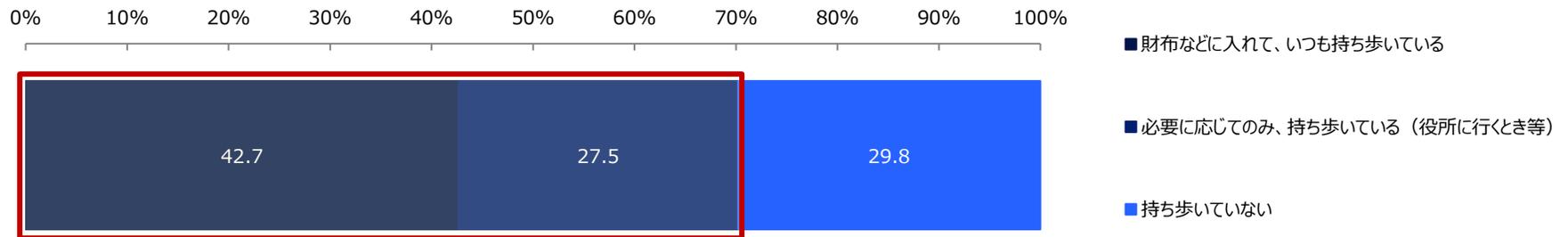


マイナンバーカード携行者は、全体の43.1%

保有者のうち50.2%

○ 厚生労働省が、令和6年2月に、18歳以上のマイナンバーカード保有者を対象に実施したWebアンケート調査によると、約4割が常に携行しているとの結果であった。

Q.あなたは、マイナンバーカードを持ち歩いていますか。あてはまるものを1つお答えください。



※デジタル庁調査と異なり、調査対象がマイナンバーカード保有者であることに留意が必要

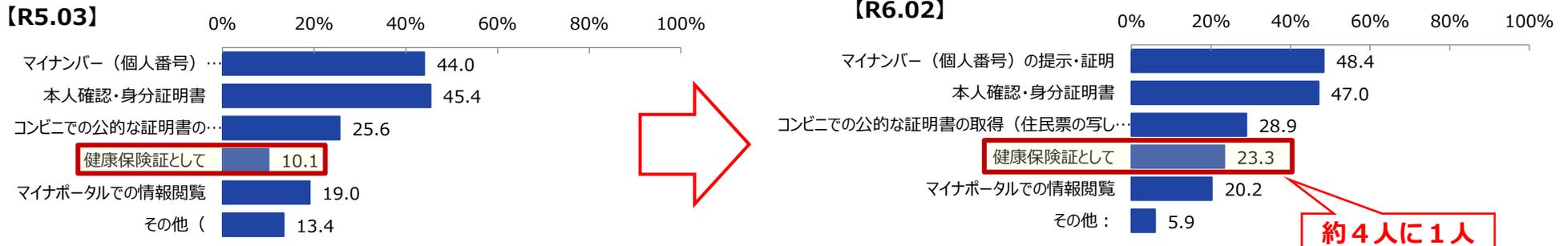
マイナ保険証利用についての意識

○ 厚生労働省が、令和6年2月に、18歳以上のマイナンバーカード保有者を対象にWebアンケート調査を実施。

- ✓ 調査機関：2024年2月1日～2024年2月5日
- ✓ 調査対象：18才以上の男女
- ✓ 調査手法：オンラインアンケート調査
- マイナンバーカード保有者
- サンプル数3,000
- 業種排除（本人または家族が官公庁に就業または医療従事者）

◆ 約4人に1人がマイナンバーカードを健康保険証として利用したことがある。

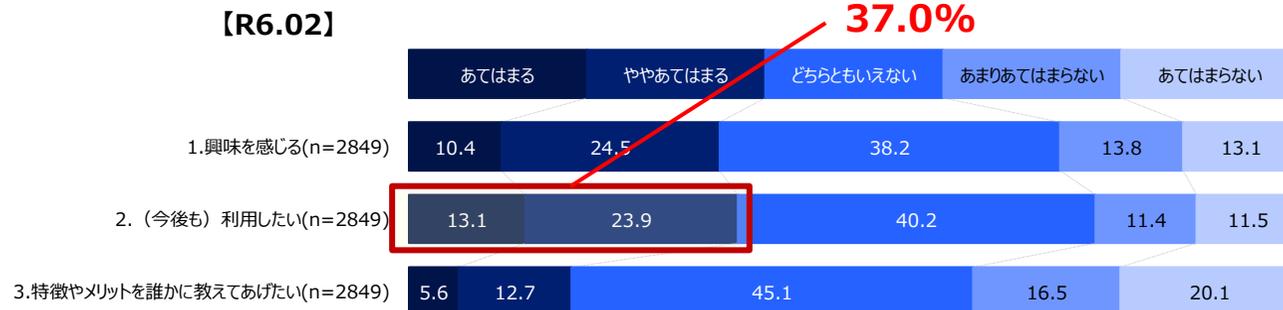
Q.あなたは、マイナンバーカードをどんな用途・目的で利用したことがありますか。あてはまるものをすべてお答えください。（いくつでも）



※日本経済新聞の調査（18歳以上、3000人に郵送、2023年10～11月に実施）でも、「マイナ保険証の利用経験あり」は24%となっている。

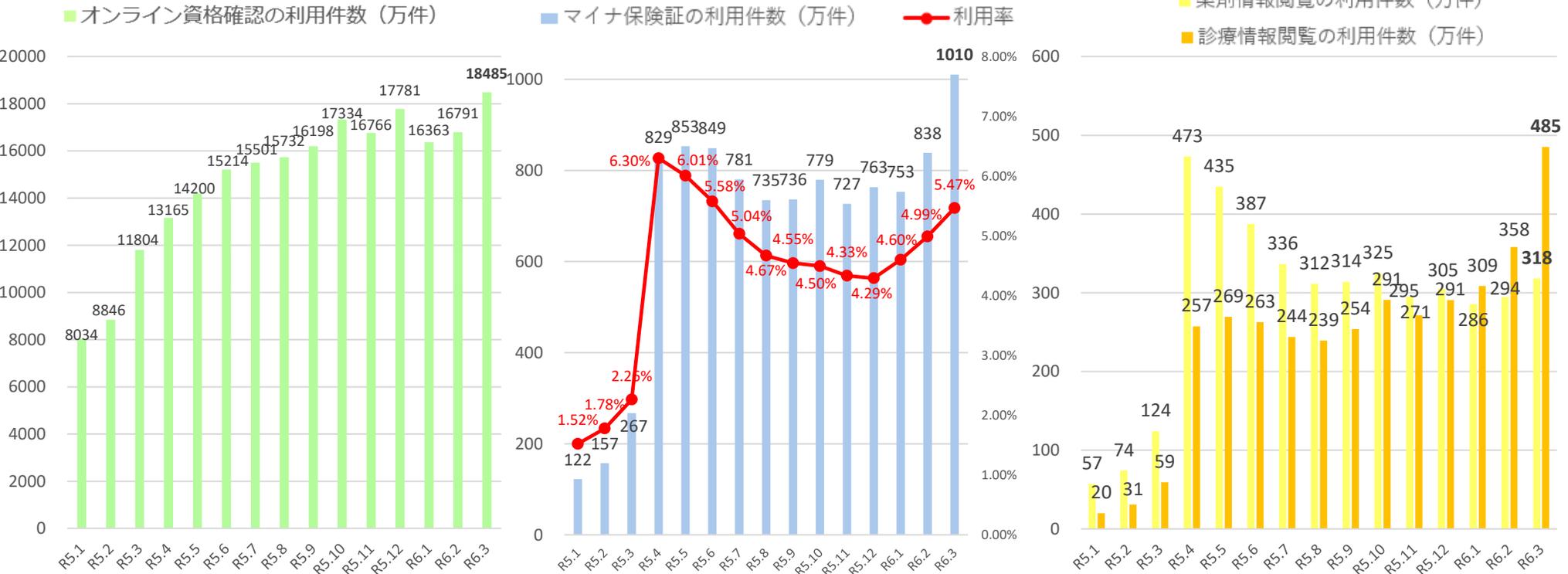
◆ 約4割弱がマイナ保険証を利用したいと考えている。

Q.あなたは、マイナ保険証について、どのような印象や考えをお持ちですか。それぞれについて、あなたのお気持ちに近いものを1つお答えください。



オンライン資格確認の利用状況

※利用率=マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数



【3月分実績の内訳】

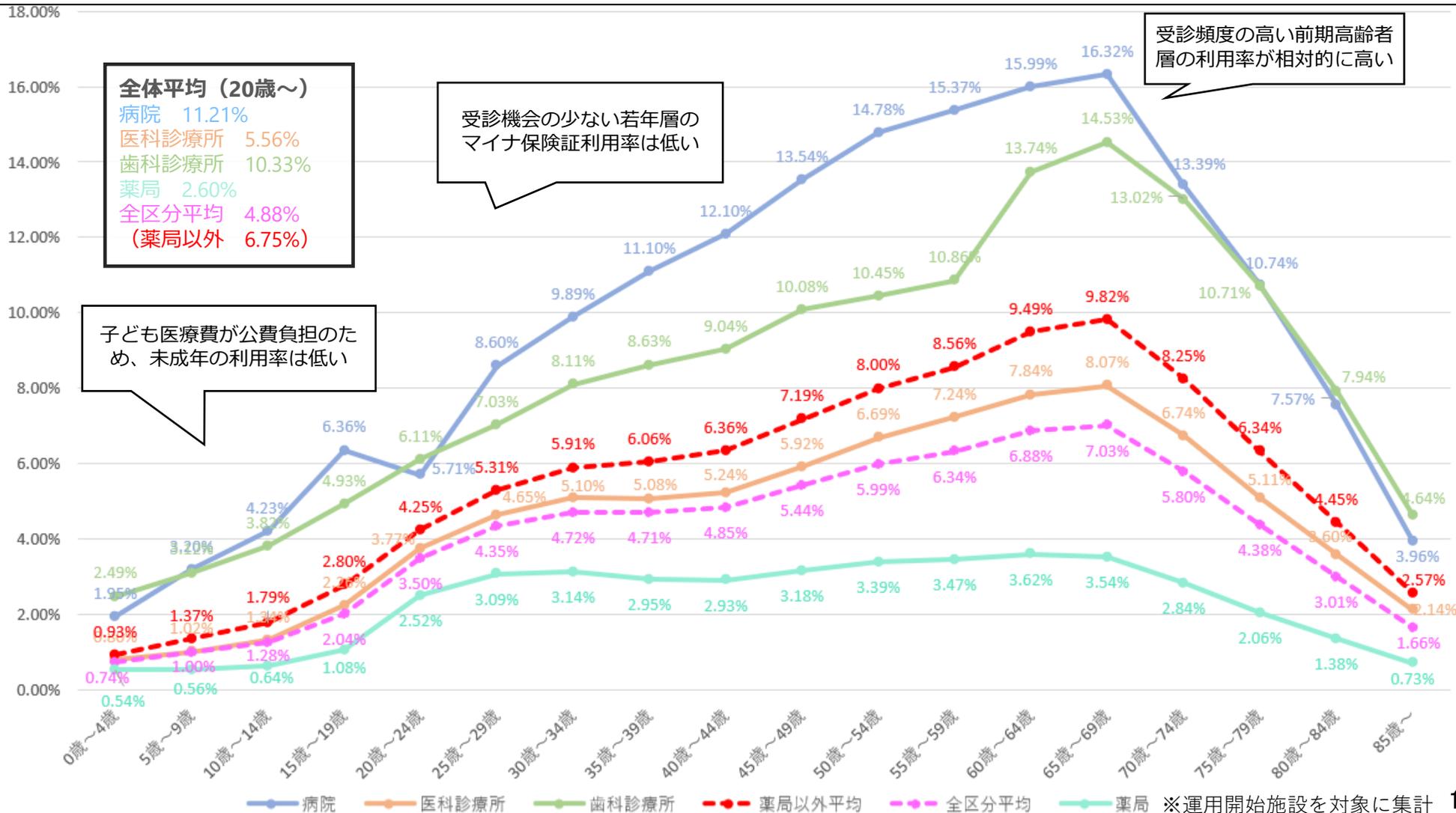
※紙の保険証受診であってオンライン資格確認を利用しない場合も含めた資格確認総件数は、直近で約2.46億件（令和5年6月）

| | 合計 | マイナンバーカード | 保険証 | 特定健診等情報 (件) | 薬剤情報 (件) | 診療情報 (件) |
|-----------|--------------------|-------------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|
| 病院 | 9,318,546 | 1,173,029 | 8,145,517 | 313,946 | 236,780 | 463,801 |
| 医科診療所 | 79,889,770 | 4,168,716 | 75,721,054 | 1,177,329 | 1,808,396 | 2,626,586 |
| 歯科診療所 | 12,697,602 | 1,303,917 | 11,393,685 | 205,787 | 247,187 | 138,377 |
| 薬局 | 82,948,571 | 3,457,288 | 79,491,283 | 1,142,342 | 886,516 | 1,622,219 |
| 総計 | 184,854,489 | 10,102,950 | 174,751,539 | 2,839,404 | 3,178,879 | 4,850,983 |

オンライン資格確認における マイナ保険証年代別・施設類型別利用率（令和5年12月）

参考

- 病院、歯科診療所では、20歳以上の10人に1人がマイナ保険証を利用している。
 - 薬局は処方箋があれば保険証やマイナンバーカードの提示が不要（ただし薬剤情報等の閲覧は不可）であるため、相対的に利用率が低くなっている。
- ※利用率＝マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数



3. 国家資格等のデジタル化について

- ・国家資格等のデジタル化について
- ・国家資格等情報連携・活用システム利用予定の厚生労働省所管資格

- 本施策は、現行では紙媒体を前提に運用されている多くの国家資格関係事務に対して、マイナンバー制度の活用により、各種申請手続のオンライン化や資格情報の連携などのデジタル化を推進するものである。

実現イメージ

施策1：オンライン申請等の実現
 マイナポータルや公的個人認証の活用による
 ①申請手続きのデジタル化・オンライン化
 ②厳格な本人確認 等の実現

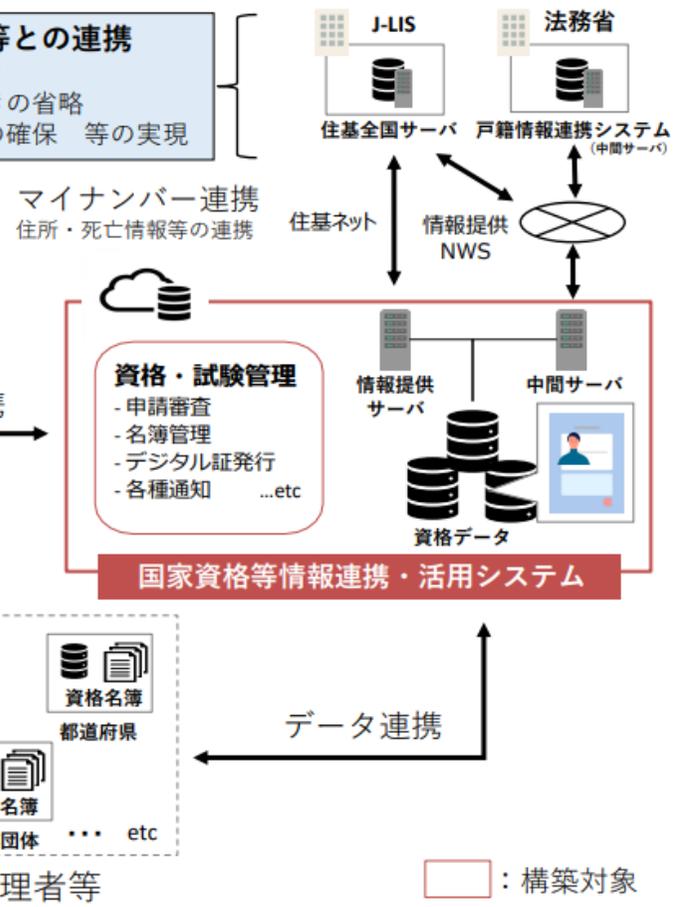
施策2：住基ネット・戸籍等との連携
 住基ネット・戸籍との連携により
 ①添付書類の省略や変更手続きの省略
 ②登録情報の真正性・正確性の確保 等の実現



マイナポータル

- オンライン申請**
 - 資格登録申請
 - 登録事項変更申請
 - 登録抹消申請
 - 受験申請...etc
- 各種お知らせ**
 - 資格更新手続の案内
 - 申請不備通知 ...etc
- 資格情報提供**
 - デジタル証の表示
 - 資格情報の提供 ...etc

施策3：資格情報提示等のデジタル化
 マイナポータルAPI等の活用により、
 ①スマホ等に資格情報を表示
 ②自身の資格情報の提供 等の実現



国家資格等情報連携・活用システム利用予定の厚生労働省所管資格

令和6年度から活用予定の資格

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、救急救命士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、管理栄養士、栄養士、介護支援専門員、社会保険労務士、特定社会保険労務士、医師臨床研修修了者、歯科医師臨床研修修了者、死体解剖資格、保険医、保険薬剤師、難病指定医、協力難病指定医、小児慢性特定疾病指定医、医師少数区域経験認定医師、衛生検査技師

令和7年度以降に活用予定の資格

精神保健指定医、調理師、理容師、美容師、製菓衛生師、クリーニング師、専門調理師、登録販売者、建築物環境衛生管理技術者、職業訓練指導員、技能士、キャリアコンサルタント、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、労働安全衛生法による免許（第一種衛生管理者、第二種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、高圧室内作業主任者、ガス溶接作業主任者、林業架線作業主任者、特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定第一種圧力容器取扱作業主任者、発破技士、揚貨装置運転士、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、潜水土）

注：下線の資格は自治体が管理する資格のため、システム利用開始時期は自治体ごとに決定（技能士は一部職種が自治体管理）